

## 南足柄市立図書館雑誌スポンサー制度実施細目

### 1. 配架される雑誌架の位置

雑誌が配架される雑誌架は、図書館が指定する。

### 2. 広告の規格等

○広告の大きさ及び表示位置は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 雑誌のカバーの表紙側

縦3センチメートル×横10センチメートルの範囲内で、雑誌面の大きさを上回らず、かつ雑誌名と重なることのない大ききとする。

#### (2) 雑誌裏表紙側に(1)と同じものを貼る。

#### (3) 雑誌のカバーの裏表紙側

雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

#### (4) 雑誌架の扉

雑誌架の扉の大きさを上回らない範囲とする。

○広告は、図書館の定めた雑誌架に掲出する。

### 3. 広告の内容等

○広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

#### (1) 施設の公共性、中立性又はその品位を損なう恐れのあるもの

#### (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる風俗営業に該当するもの

#### (3) 公序良俗に反する恐れのあるもの

#### (4) 政治活動若しくは宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの

#### (5) 青少年の健全育成に反するもの

#### (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

#### (7) 墓地及び墓石関係事業

#### (8) 葬祭関係事業

#### (9) 前各号に掲げるもののほか、掲出を行う広告として適当と認められないもの

○広告として掲出する事項は、スポンサー名、住所又は所在地、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、ホームページURL等とする。

### 4. 雑誌の納入

納入する雑誌は、発売日の午前中までに市立図書館に届けるものとする。

## 5. 雑誌の所有権

この制度により提供された雑誌の所有権は、南足柄市に帰属する。